

## 事業群評価調書（令和7年度実施）

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	こども政策局 こども家庭課	鴨川 司
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	②ひとり親家庭等の自立支援の推進	令和6年度事業費(千円)	※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額	809,784

### 1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)					(取組項目)					
ひとり親家庭は、子育てと生活の担い手という二重の役割を1人で担うことから、子育て、就労、生活などの面で様々な困難に直面しています。ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう総合的な支援を推進します。					i) ひとり親家庭等へのきめ細かな支援のための相談体制や情報提供の充実 ii) 家庭生活支援員による保育サービス等子育て支援の充実 iii) ひとり親家庭等自立支援センター、福祉事務所、ハローワーク等の連携による就労支援の推進					
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	ひとり親家庭等自立促進センターによる就職者数(母子・父子家庭)	目標値①	/	75人	75人	75人	75人	75人 (R7)	令和6年度は、相談者のうち、ひとり親家庭等自立促進センターが支援した人の就職を把握できたのは26人と昨年度より減少した。	
		実績値②	45人 (R元)	40人	40人	43人	26人	/	また、令和6年度に実施した児童扶養手当受給者へのアンケート調査によると、ひとり親家庭等自立促進センターを知っていると回答したのは23.6%(母子家庭)であり、センターによる就労支援が知られていないことも考えられる。	
		達成率 ②/①	/	53%	53%	57%	34%	/	進捗状況	
					遅れ					

### 2. 令和6年度取組実績(令和7年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要			指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和6年度事業の成果等				
				R5実績	うち一般財源	人件費(参考)	令和6年度事業内容及び実施状況 (令和7年度新規・補正事業は事業内容)			主な指標	R5目標	R5実績	達成率				
				R6実績							R6目標	R6実績					
				R7計画							R7目標	/					
				事業実施の根拠法令等			事業対象										
				事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業											
				所管課(室)名	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	(公共、研究等)										
取組項目i	○	1	母子等福祉指導費	19,693	19,693	1,531	<p>●事業内容 県福祉事務所へ母子・父子自立支援員を配置(3人)し、ひとり親家庭からの来所、電話による相談を受け、自立支援を行う。その他に、長崎県母子寡婦福祉連合会に対し、組織を担う人材を育成するため補助金を交付する。</p> <p>●実施状況 県福祉事務所において、1,693件のひとり親家庭からの相談に対応した。その他に、長崎県母子寡婦福祉連合会に対し、運営費の補助や人材育成のための補助を行い、ひとり親家庭の福祉振興を図った。</p>	【活動指標】 ひとり親家庭からの相談件数(件)	数値目標なし	6,541	—	<p>●事業の成果 ・県及び各市町の福祉事務所に配置している母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭からの相談6,293件に対応し、支援を行った。また、母子寡婦福祉連合会による地域の協助員養成を支援し、地域における支援体制の強化につながった。</p>					
				20,795	20,795	1,576		数値目標なし	6,293	—	<p>●事業群の目標達成への寄与 ・自立支援員及び母子福祉団体によるきめ細かい支援により、ひとり親の自立に寄与した。</p>						
				23,825	23,825	1,575		数値目標なし	/	/							
				母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条							<p>【成果指標】 ひとり親家庭からの相談の解決率(%) (解決済相談件数/相談件数)</p>						
				H15-				100	100	100%	<p>100</p>						
				こども家庭課	○	—	—	ひとり親家庭等			<p>100</p>						
取組項目ii	○	2	ひとり親家庭等対策費	4,270	1,424	765	<p>●事業内容 市町による生活支援講習会・情報交換事業や日常生活に支障がある場合に家庭生活支援員を派遣し、必要な生活支援及び幼児の保育を実施。また、学習塾形式等により学習支援の実施を支援する。</p> <p>●実施状況 ひとり親家庭等の生活の安定や向上のため、市町による生活支援講習会・情報交換事業を21回実施し、644人が受講した。また、164件419時間に及ぶ家庭生活支援員を派遣し、必要な生活支援及び幼児の保育を行った。</p>	【活動指標】 生活支援講習会・情報交換事業開催実績(回)	20	22	110%	<p>●事業の成果 ・市町において生活支援講習会等を21回開催し、644人が受講した。また、164件419時間に及ぶ支援員の派遣による自立支援や、1市で学習支援を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定や向上に寄与した。</p>					
				4,872	1,624	788		22	21	95%	<p>●事業群の目標達成への寄与 ・市町による生活支援講習会等の開催や家庭生活支援員の支援により、ひとり親家庭の自立促進に寄与した。</p>						
				4,367	1,456	787		21	/	/							
				母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条、第31条の5、7、11、第33条、第35条の2							<p>【成果指標】 生活支援講習会・情報交換事業参加人数(人)</p>						
				H15-				642	650	101%	<p>642</p>						
				こども家庭課	○	—	—	ひとり親家庭等			<p>650</p>						
								644	/	/							

○	3	ひとり親家庭等自立支援事業	75,025	26,127	5,361	<p>●事業内容 ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、相談員による就業相談等を行う。また母子・父子自立支援員により個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定、その他、資格取得のために養成機関で受講する場合の生活費支給、入学準備金等の貸付等を実施。</p> <p>●実施状況 ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、12,796件の就労や生活面に関する相談助言等を行った。また、母子・父子自立支援員により40件の自立支援プログラム策定を行った。その他、資格取得のために養成機関で受講する場合の生活費を12名に支給し、入学準備金等の貸付等を114名に対して行った。</p>	【活動指標】 相談件数（件）	数値目標なし	10,077	—	●事業の成果 ・ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、12,796件の就労や生活面に関する相談助言等を行ったものの、成果指標の達成には至らなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業実施に伴い、ひとり親が就労につながることにより、目標である、ひとり親家庭の経済的自立に一定寄与している。
			89,713	20,374	5,518	数値目標なし	12,796	—			
			104,294	18,719	5,514	数値目標なし					
			母子及び父子並びに寡婦福祉法第30条、第31条、第31条の10、第35条			【成果指標】 自立促進センター事業による就職者数（人）	75	43	57%		
			H15-				75	26	34%		
			こども家庭課				75				
取組項目 iii	4	児童扶養手当等給付費	560,805	374,895	7,659	<p>●事業内容 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための手当支給を実施。</p> <p>●実施状況 ひとり親家庭等の要件に該当する者へ児童扶養手当を支給し、児童の福祉の向上を図った。</p>	【活動指標】 児童扶養手当支給件数（件）	数値目標なし	1,065	—	●事業の成果 ・ひとり親家庭へ児童扶養手当を支給することにより、児童を養育するひとり親家庭等の生活の安定が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・対象者の生活の安定と自立の促進が図られることにより、児童福祉の向上に寄与している。
			557,337	371,558	7,884	数値目標なし	1,054	—			
			600,259	400,173	7,878	数値目標なし					
			児童扶養手当法第4条			【成果指標】					
			S37-								
			こども家庭課								
取組項目 iii	5	母子父子寡婦福祉資金貸付費	139,696	0	5,361	<p>●事業内容 ひとり親家庭等を対象とした子どもの就学のための費用などを貸し付ける、母子父子寡婦福祉資金の貸付事業を実施。</p> <p>●実施状況 適正な審査を行い、貸付を必要としている者に対し、子どもの就学のための費用等として、306件の貸付を行った。</p>	【活動指標】 貸付決定件数（件）	数値目標なし	300	—	●事業の成果 ・貸付を必要としている者に対し、適正に審査して貸付を行い、ひとり親世帯の児童の進学等に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・昨年度より貸付件数が増加したことから、母子父子家庭、寡婦の経済的自立、生活安定と児童の福祉の更なる増進に寄与した。
			137,067	0	5,518	数値目標なし	306	—			
			155,160	0	5,514	数値目標なし					
			母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条			【成果指標】					
			S28-								
			こども家庭課								

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i ひとり親家庭等へのきめ細かな支援のための相談体制や情報提供の充実	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等からの相談については、前年度と同様に、母子・父子自立支援員が必要な支援に繋げるなど、解決への対応ができている。しかし、支援制度や相談窓口を知らないひとり親が、依然として存在することも考えられることから、引き続き相談窓口及び支援施策の周知を行う必要がある。</li> </ul> <p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援を必要とするひとり親を確実に支援につなげられるよう、母子・父子自立支援員に対する研修により、引き続き資質向上を図るとともに、相談窓口や支援制度を掲載したガイドブック等の周知に努める。</li> </ul>
ii 家庭生活支援員による保育サービス等子育て支援の充実	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会員数の減少などにより、事業の受け皿である母子会の組織が縮小し、平成21年度までに育成した家庭生活支援員が減少するなど、事業実施が難しくなってきていることから、事業の実施主体である市町が他の制度を利用した事業実施を行っている状況もあり、ひとり親にとってより有利な本事業の実施市町が少なくなっている。</li> </ul> <p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子会の組織強化のための会員確保の取組への支援や、家庭生活支援員の育成を図るとともに、市町に対し、事業効果や他の制度と併せて実施する方法など事業実施に向けた協議・働きかけを行うことにより、安定的な事業の継続につなげていく。</li> </ul>

iii ひとり親家庭等自立支援センター、福祉事務所、ハローワーク等の連携による就労支援の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

- ・相談者の就職先が把握できていない。
- ・ひとり親家庭等自立促進センター、福祉事務所、ハローワーク等の支援によるひとり親家庭等の就労者数は、令和2年度500名、令和3年度524名、令和4年度460名、令和5年度415名、令和6年度460名と減少傾向にある。関係機関と連携し、ひとり親家庭等の就労支援施策の周知や就労支援窓口の更なる利用促進を図る必要がある。

●課題解決に向けた方向性

- ・ひとり親家庭等自立促進センターの職業紹介事業許可の取得により、ひとり親家庭の就労支援に取り組むとともに、就職状況を把握できるようにする。
- ・「ひとり親家庭等自立促進センター」について、引き続き、県ホームページ等の広報媒体や母子・父子自立支援員、ハローワーク等と連携した周知を行い、ひとり親家庭等の更なる利用促進を図るとともに、就職に有利な資格取得のための自立支援給付金制度等の事業を推進することにより、正規雇用も含め、ひとり親をより有利な条件での就労につなげていく。

4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業番号	事業事業名 事業期間 所管課(室)名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和7年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	
					見直し区分	
取組項目 i	○	1 母子等福祉指導費 H15- こども家庭課	—	—	県福祉事務所での母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭の相談支援については、個々の家庭の状況に応じて自立に必要な情報提供、相談指導、求職活動に関する支援を行っており、引き続き自立に向けて本事業を継続していく。	現状維持
					日常生活支援については、事業の受け皿である県内の母子会と協議を実施し、母子会の組織強化を図る。また、日常生活支援、生活向上事業の実施市町が少ないとから、引き続き、事業実施市町の具体的な実施状況や事業効果等について未実施市町へ情報提供するとともに、他の制度とも調整しながら実施市町と事業利用者数の増加を図る。	改善
					ひとり親家庭の安定的な就労による自立を促進するため、就職に有利な資格取得のための自立支援給付金事業等の活用や、ひとり親家庭等自立促進センター事業、プログラム策定事業等を実施していく。 プログラム策定事業については、市町との連携をさらに強化し、更なる対象者把握に努めしていく。 ひとり親家庭等自立促進センターについては、引き続き、県広報媒体を利用した情報発信の強化や各市町や県の母子・父子自立支援員等と連携した周知を更に行い、多くのひとり親家庭等の利用促進を図る。また、関係機関と密に連携し就職状況の把握に努めるとともに、ひとり親家庭等自立促進センターの職業紹介事業許可の取得により、ひとり親家庭の就労支援に取り組む。	改善

注：「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点